

平成27年9月8日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市参画協働推進委員会  
会長 直田 春夫

## 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る答申書

平成26年10月17日付伊市まま第791号により諮問を受けたことについて、本委員会は、慎重に審議を行った結果、下記の通り結論を得たので答申します。

### 記

#### 1 はじめに

伊丹市では、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的事項を定めた「伊丹市まちづくり基本条例」を、平成15年10月1日から施行しています。本条例付則第2項には、「市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。」と規定され、本条例が、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを、見直しを含め検討することとしています。

これを受けて、伊丹市参画協働推進委員会（以下「委員会」という。）では、平成26年10月17日に市長から『「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて』（伊市まま第791号）として諮問を受け、検討を行いました。

市は、この答申内容に加え、本市の実状や地域特性を踏まえ、改正を行うとともに、伊丹市まちづくり基本条例の基本理念の実現に向け、施策の推進に努めてください。

## 2 見直し検討の方法及び経過

これまで行った数次の見直し検討結果及び伊丹市が実施した「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート調査結果報告書」、平成26年度に全10回に亘って開催された「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議」（以下「市民会議」という）の検討結果を踏まえ、全5回の委員会において検討を行いました。検討内容は下記のとおりです。

なお、今回の見直し検討の中で、「議会の役割及び責務」、「議員の役割及び責務」については、市議会における「伊丹市議会基本条例」の策定に伴い、平成26年10月21日付で先行して答申しました（平成27年3月27日改正）。

### ●第1回 委員会

（開催日時）

平成27年5月27日（水）18時30分～20時30分

（検討内容）

- ・ 議論「行政評価について」
- ・ 議論「対話の場の設置について」
- ・ 議論「情報の共有について」

### ●第2回 委員会

（開催日時）

平成27年6月22日（月）18時30分～20時50分

（検討内容）

- ・ 第1回委員会で議論した事項について、改正案の検討
- ・ 議論「広域連携について」
- ・ 議論「総合計画について」
- ・ 議論「審議会等への市民参画について」

### ●第3回 委員会

（開催日時）

平成27年7月10日（金）18時30分～21時

（検討内容）

- ・ 第1・2回委員会で議論した事項について、改正案の検討
- ・ 議論「地域コミュニティについて」
- ・ 議論「地域自治組織について」

●第4回 委員会

(開催日時)

平成27年7月30日(木) 18時30分～21時

(検討内容)

- ・第1～3回委員会で議論した事項について、改正案の検討
- ・議論「市長の役割と責務について」
- ・議論「市の職員の役割と責務について」

●第5回 委員会

(開催日時)

平成27年8月25日(火) 18時30分～20時

(検討内容)

- ・第1～4回委員会で議論した事項について、改正案の検討
- ・答申内容の確認について

### 3 検討の結果

#### (1) 現行の規定の見直しについて

##### ①第7条 「市長の役割及び責務」について

検討の結果、以下の内容に改める必要があるという結論に至りました。

(市長の役割及び責務)

- 第7条 市長は、市民の代表者としてその負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために行動しなければならない。
- 2 市長は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 3 市長は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 市長は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

##### ②第8条 「情報の共有」について

「情報の発信について」、「情報の受信について」、「情報の共有について」といった視点から出された市民会議の様々な意見について、委員会で検討した結果、市民会議が必要とする内容は現行の規定から読み取れるため、改正は必要ないとの結論に至りました。

##### ③第9条 「対話の場の設置」について

検討の結果、以下の内容に改める必要があるという結論に至りました。

- 第9条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民相互又は市民と市による対話の場を設置することができる。
- 2 市民及び市は、前項による対話を行うときは、異なる立場や考え方を互いに理解し合うよう努めるものとする。
- 3 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

##### ④第11条 「行政評価の実施」について

検討の結果、以下の内容に改める必要があるという結論に至りました。

- 第11条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業の評価を行うものとする。

- 2 市は、前項の評価の結果について、市民にわかりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 市は、第1項の評価の結果を、施策及び事務事業の見直しに活用するものとする。

#### ⑤第12条 「審議会等の委員」について

検討の結果、以下の内容に改める必要があるという結論に至りました。

- 第12条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。
  - 3 市長その他の執行機関は、市民が審議会等へ積極的に参画できるよう、環境整備に努めなければならない。

### (2) 新たに規定すべき内容について

#### ①「市の職員の役割及び責務」について

検討の結果、以下の内容で新たに規定すべきであるという結論に至りました。

- ・市の職員は、公共サービスの提供に従事する者として、第2条の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ・市の職員は、効率的かつ能率的に職務に取り組まなければならない。
- ・市の職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

#### ②「国、他の地方公共団体及び関係機関との連携」について

検討の結果、以下の内容で新たに規定すべきであるという結論に至りました。

- ・市は、共通する課題又は広域的課題を解決するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と対等な立場で連携し、協力するよう努めるものとする。

#### ③「総合計画」について

検討の結果、以下の内容で新たに規定すべきであるという結論に至りました。

- ・市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定めるとともに、それを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定めるものとする。
- ・総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、その実現に向けた分野別の

取組みを定める基本計画及び具体的な事業を定める実施計画により構成する。

- ・市長は、総合計画のうち、基本構想を定めようとするときは、議会の議決を得るものとする。
- ・総合計画は、市民の参画により定められるものとする。

#### ④「コミュニティ」について

検討の結果、以下の内容で新たに規定すべきであるという結論に至りました。

- ・市民は、まちづくりの土台であるコミュニティを守り、育てよう努めるものとする。
- ・市民は、安心して心豊かに暮らすことができるよう、自主的にコミュニティ活動に取り組むよう努めるものとする。

#### ⑤「地域組織」について

「現在市が取り組んでいる小学校区を単位とした地域組織に関する規定をまちづくり基本条例に入れる方向で検討してください」という市民会議の意見を踏まえ、委員会において、地域組織のあり方や市の目指す地域自治の方向性等について規定すべきかどうか議論を行いました。その結果、現在の市の取組みは現行の総合計画を受けた試行の段階であり、試行の結果に基づき今後地域自治組織に関する条例を策定する方針であることを鑑みると、現時点でまちづくり基本条例にこれらの事項を規定することは時期尚早であるという結論に至りました。今後地域自治組織に関する条例を制定する時に、まちづくり基本条例についても、今回の市民会議及び委員会の検討内容を踏まえ、必要な事項を規定してください。

### (3) 附記

今回、上記(1)及び(2)の改正を行うにあたっては、伊丹市の現状を踏まえるとともに、全体の整合を図ってください。

また、今回改正が必要ないという結論に至った部分に関しても、市民の参画と協働によるまちづくりを一層力強く進めていくために、市民会議で出た意見を踏まえ、事務改善に努めてください。

以上

伊市まま第 7 9 1 号  
平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日

伊丹市参画協働推進委員会  
会長 直 田 春 夫 様

伊丹市長 藤原 保幸

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて（諮問）

「伊丹市まちづくり基本条例」について、本年 4 月に実施した「伊丹市まちづくり基本条例」見直しのアンケートの結果及び伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議の検討結果に基づき、同条例の見直しの必要性について、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。なお、下記 1 については、（仮称）伊丹市議会基本条例が今年度に制定される見込みであることから、本年 1 0 月に答申いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 議会・議員に関する事項について
- 2 上記 1 のほか、伊丹市まちづくり基本条例にあるべき事項について

## 伊丹市参画協働推進委員会 名簿

(順不同, 敬称略)

	氏 名	所 属 (選出区分)
会 長	直田 春夫	特定非営利活動法人 NPO政策研究所 理事長 (学識経験者)
副会長	中山 光子	特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター 事務局長 (関係団体代表者)
委 員	阿部 昌樹	大阪市立大学大学院法学研究科 教授 (学識経験者)
委 員	有田 典代	国際文化交流協会 事務局長 (学識経験者)
委 員	榎本 直樹	(市民)
委 員	酒匂 富美子	(市民)
委 員	真野 貴夫	(伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議か ら選任)
委 員	吉本 雅一	(伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議か ら選任)

## ○伊丹市まちづくり基本条例

平成15年3月27日条例第1号

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。

その基盤は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち、自らの意思によってまちづくりに参加する、あるいは、自らがまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねるという熟議を行うことが重要です。

この熟議を基本に、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

2 市民と市は、対等なパートナーとして、まちづくりに取り組むものとする。

3 市は、その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市、市民相互は、参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、熟議（異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。）を基本とする。

(市民の権利)

第3条 市民は、等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに、市と協働するよう努めなければならない。
- 2 市民は、お互いを尊重し、支え合いながら、熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民は、それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって、お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

(議会の役割及び責務)

- 第5条 議会は、第2条の基本理念にのっとり、市民を代表する意思決定機関として、公正性及び透明性を確保しつつ、その権限を行使しなければならない。
- 2 議会は、市民の意見が市政に適切に反映されているかどうか及び行政が適正に執行されているかどうかについて監視し、評価しなければならない。
- 3 議会は、市政を調査し、その結果を踏まえて条例を制定するなど、政策形成機能の強化を図らなければならない。
- 4 議会は、議会運営に関して積極的に市民に情報を公開するとともに、意思決定の過程を明らかにし、市民への説明責任を果たすなど、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の役割及び責務)

- 第6条 議員は、市民の代表者としてその負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために行動しなければならない。
- 2 議員は、自らの責任を認識し、高い倫理観を保持し、研さんに努めるとともに、行政監視及び政策立案のための能力の向上に努めなければならない。

(市長の責務)

- 第7条 市長は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市長は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。
- 3 市長は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

(情報の共有)

- 第8条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。
- 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民にわかりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。
- 3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。
- 4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、

提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

(対話の場の設置)

第9条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民との対話の場を設置することができる。

2 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第10条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。

(行政評価の実施)

第11条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の委員)

第12条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(学習の機会の提供その他の支援)

第13条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(市民投票の実施)

第14条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。

(伊丹市参画協働推進委員会)

第15条 市に、伊丹市参画協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、市長に対し意見を述べることができる。

- (1) 市民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成果に関すること。
  - (2) この条例の見直しその他市民の参画と協働によるまちづくりに関する重要事項
- 3 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市民
  - (2) 関係団体を代表する者
  - (3) 学識経験者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(この条例の位置付け)

第16条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(見直し)

2 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

付 則(平成25年9月27日条例第34号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

付 則(平成27年3月27日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。